

八尾市道路占用料条例等の一部改正  
新旧対照表

(1) 八尾市道路占用料条例の一部改正 (第1条関係)

現 行		改 正 案	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
占 用 物 件	単 位	占 用 物 件	単 位
占用料 (円)		占用料 (円)	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	1本につき1年	電柱 (変圧器を含む。)	電柱 (変圧器を含む。)
		支柱	支柱
		支線柱	支線柱
		支線	支線
		電話柱	電話柱
		支柱	支柱
		支線柱	支線柱
		支線	支線
		その他の柱類	その他の柱類
		共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類
		地下電線その他地下に設ける線類	地下電線その他地下に設ける線類
		路上に設ける変圧器	路上に設ける変圧器
		地下に設ける変圧器	地下に設ける変圧器
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		
郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便差出箱及び信書便差出箱		
その他のもの	その他のもの		
占用面積1平方メートルにつき1年	占用面積1平方メートルにつき1年		
長さ1メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年		
1個につき1年	1個につき1年		
2,200	2,500		
1,400	1,500		
4,500	4,900		
1,900	2,100		
4,500	4,900		
95	110		
140	150		

げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	210
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	270
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	410
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	950
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,400
	外径が1メートル以上のもの	2,700
	マンホール・管路その他これらに類するもの	1,400
	歩廊、雪よけその他これらに類するもの	4,500
	略	略
法第32条第1項第4号に掲げる施設	略	占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	4,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	4,500	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	82	占用面積1平方メートルにつき1日
法第32条第1項第6号に掲げる施設	820	占用面積1平方メートルにつき1月
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチであるものを除く）	表示面積1平方メートルにつき1月
	一時的に設けるもの	

げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	220
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	300
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	440
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	590
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1,100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,500
	外径が1メートル以上のもの	3,000
	マンホール・管路その他これらに類するもの	1,500
	歩廊、雪よけその他これらに類するもの	4,900
	略	略
法第32条第1項第4号に掲げる施設	略	占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	4,300	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	4,900	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	86	占用面積1平方メートルにつき1日
法第32条第1項第6号に掲げる施設	860	占用面積1平方メートルにつき1月
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチであるものを除く）	表示面積1平方メートルにつき1月
	一時的に設けるもの	

令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	く。) 標識	表示面積1平方メートルにつき1年	8,200
	旗ざお	祭礼、縁日等の際に、一時的に設けるもの	3,600
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	82
	アーチ	車道を横断するもの	820
	工事用板囲、工事用施設	その他のもの	820
令第7条第4号に掲げるもの	土石、竹木、瓦その他の工所用材料	表示面積1平方メートルにつき1年	820
		車道を横断するもの	8,200
		その他のもの	4,100
令第7条第12号に掲げるもの	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車に駐車を止めるための必要な車輪止め装置その他の器具	表示面積1平方メートルにつき1年	8,200
備考略			

令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	く。) 標識	表示面積1平方メートルにつき1年	8,600
	旗ざお	祭礼、縁日等の際に、一時的に設けるもの	3,900
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	86
	アーチ	車道を横断するもの	860
	工事用板囲、工事用施設	その他のもの	860
令第7条第4号に掲げるもの	土石、竹木、瓦その他の工所用材料	表示面積1平方メートルにつき1年	860
		車道を横断するもの	8,600
		その他のもの	4,300
令第7条第12号に掲げるもの	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車に駐車を止めるための必要な車輪止め装置その他の器具	表示面積1平方メートルにつき1年	8,600
備考略			

(2) 八尾市法定外公共物管理条例の一部改正(第2条関係)

現 行

改 正 案

別表(第6条関係)

別表(第6条関係)

占 用 物 件	単 位	占用料 (円)	
電柱、電 線、変圧 塔、公衆 電話所そ の他これ らに類す る工作物	電柱 (変圧器を含む。) 支柱 支線柱 支線	3,900	
		4,000	
		1,800	
	電話柱 支柱 支線柱 支線	770	
		2,200	
		3,200	
	その他の柱類	1,700	
		770	
		220	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	23
		地下電線その他地下に設ける線類	14
		路上に設ける変圧器	2,200
	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1,400
4,500			
1,900			
郵便差出箱及び信書便差出箱	その他のもの	4,500	
		95	
		140	
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する物 件	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの	210	
		270	
		410	
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	530	
		110	
		150	
その他のもの	長さ1メートル につき1年	220	
		300	
		440	
その他のもの	長さ1メートル につき1年	110	
		150	
		220	
その他のもの	長さ1メートル につき1年	300	
		440	
		590	

占 用 物 件	単 位	占用料 (円)	
電柱、電 線、変圧 塔、公衆 電話所そ の他これ らに類す る工作物	電柱 (変圧器を含む。) 支柱 支線柱 支線	4,200	
		4,300	
		2,000	
	電話柱 支柱 支線柱 支線	830	
		2,500	
		3,400	
	その他の柱類	1,800	
		830	
		250	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	25
		地下電線その他地下に設ける線類	15
		路上に設ける変圧器	2,500
	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1,500
4,900			
2,100			
郵便差出箱及び信書便差出箱	その他のもの	4,900	
		110	
		150	
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する物 件	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの	220	
		300	
		440	
その他のもの	長さ1メートル につき1年	110	
		150	
		220	
その他のもの	長さ1メートル につき1年	300	
		440	
		590	

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	950			
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,400			
外径が1メートル以上のもの	2,700			
マンホール・管路その他これらに類するもの	1,400			
歩廊、雪よけその他これらに類するもの	4,500			
地下街、地下室、通路その他これらに類するもの	略			
上空に設ける通路	4,100			
その他のもの	4,500			
祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	82			
その他のもの	820			
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1平方メートルにつき1年
	その他のもの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1平方メートルにつき1年
	標識		1本につき1年	3,600
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	82
	幕（工事用施設である）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1月	820
			その面積1平方メートルにつき	82

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1,100			
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,500			
外径が1メートル以上のもの	3,000			
マンホール・管路その他これらに類するもの	1,500			
歩廊、雪よけその他これらに類するもの	4,900			
地下街、地下室、通路その他これらに類するもの	略			
上空に設ける通路	4,300			
その他のもの	4,900			
露店、商品置場その他これらに類する施設	86			
その他のもの	860			
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1平方メートルにつき1年
	その他のもの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1平方メートルにつき1年
	標識		1本につき1年	3,900
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	86
	幕（工事用施設である）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1月	860
			その面積1平方メートルにつき	86

ものを除く。)	ものを除く。	1日	1日
その他のもの	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	その面積1平方メートルにつき1月
アーチ	アーチ	1基につき1月	1基につき1月
車道を横断するもの	車道を横断するもの	8,200	8,600
その他のもの	その他のもの	4,100	4,300
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	820	860
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	土石、竹木、瓦その他の工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	占用面積1平方メートルにつき1月
橋りょう、栈橋、上屋その他これらに類する工作物	橋りょう、栈橋、上屋その他これらに類する工作物	略	略
工作物の設置を伴わない流水面の占用	工作物の設置を伴わない流水面の占用	略	略

備考 略

(3) 八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例の一部改正 (第3条関係)

現 行		改 正 案	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
占 用 物 件	単 位	占 用 物 件	単 位
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	1本につき1年	電柱 (変圧器を含む。)	1本につき1年
	3,900	電柱	4,200
	4,000	支柱	4,300
	1,800	支線柱	2,000
	770	支線	830
	2,200	電話柱	2,500
	3,200	支柱	3,400
	1,700	支線柱	1,800
	770	支線	830
	220	その他の柱類	250
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
	23	地下電線その他地下に設ける線類	1個につき1年
	14	路上に設ける変圧器	1個につき1年
	2,200	地下に設ける変圧器	2,500
	1,400		1,500

水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する物 件	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	4,500
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1,900
	その他のもの	4,500
	外径が0.07メートル未満のもの	95
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	140
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	210
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	270
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	410
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	950
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,400
	外径が1メートル以上のもの	2,700
	マンホール・管路その他これらに類するもの	1,400
	歩廊、雪よけその他これらに類するもの	4,500
地下街、 地下室、 通路その他これらに類する施設	略	
地上空に設ける通路	4,100	
その他のもの	4,500	

水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類する物 件	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	4,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	2,100
	その他のもの	4,900
	外径が0.07メートル未満のもの	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	150
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	220
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	300
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	440
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	590
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1,100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,500
	外径が1メートル以上のもの	3,000
	マンホール・管路その他これらに類するもの	1,500
	歩廊、雪よけその他これらに類するもの	4,900
地下街、 地下室、 通路その他これらに類する施設	略	
地上空に設ける通路	4,300	
その他のもの	4,900	

露店、商品置場の他に類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日	82
		占用面積1平方メートルにつき1月	820
看板、標識、旗及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。） その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	8,200
		表示面積1平方メートルにつき1年	8,200
標識	旗ざお	1本につき1年	3,600
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	82
幕（工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	1本につき1月	820
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	82
アーチ	車道を横断するもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	820
		1基につき1月	8,200
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	820
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,200
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,200
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,200
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,200
		略	略

備考 略

露店、商品置場の他に類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日	86
		占用面積1平方メートルにつき1月	860
看板、標識、旗及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。） その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	8,600
		表示面積1平方メートルにつき1年	8,600
標識	旗ざお	1本につき1年	3,900
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	86
幕（工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	1本につき1月	860
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	86
アーチ	車道を横断するもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1日	860
		その面積1平方メートルにつき1月	8,600
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,600
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,600
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,600
		略	略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料	橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する 工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	8,600
		略	略

備考 略



(4) 八尾市都市公園条例の一部改正 (第4条関係)

現 行		改 正 案	
占 用 物 件	単 位	占 用 物 件	単 位
法第7条第1項第1号に掲げる物件	1本につき1年	電柱(変圧器を含む。) 支柱 支線柱 支線 電話柱 支柱 支線柱 支線	電柱(変圧器を含む。) 支柱 支線柱 支線
法第7条第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年 1個につき1年	電話柱 支柱 支線柱 支線 その他の柱類 共架電線その他上空に設ける線類 地下電線その他地下に設ける線類 地上に設ける変圧器 地下に設ける変圧器 変圧塔その他これに類するもの	電話柱 支柱 支線柱 支線 その他の柱類 共架電線その他上空に設ける線類 地下電線その他地下に設ける線類 地上に設ける変圧器 地下に設ける変圧器 変圧塔その他これに類するもの
法第7条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	水道管、下水道管及びガス管 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	水道管、下水道管及びガス管 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
占用料(円)	占用料(円)	占用料(円)	占用料(円)
3,900	3,900	4,200	4,200
4,000	4,000	4,300	4,300
1,800	1,800	2,000	2,000
770	770	830	830
2,200	2,200	2,500	2,500
3,200	3,200	3,400	3,400
1,700	1,700	1,800	1,800
770	770	830	830
220	220	250	250
23	23	25	25
14	14	15	15
2,200	2,200	2,500	2,500
1,400	1,400	1,500	1,500
4,500	4,500	4,900	4,900
95	95	110	110
140	140	150	150
210	210	220	220
270	270	300	300

別表第1・別表第2略  
別表第3 (第18条関係)  
1 略  
2 公園の占用料

別表第1・別表第2略  
別表第3 (第18条関係)  
1 略  
2 公園の占用料

440	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	その他これらに類するもの（人孔等）	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500
590	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			1,500
1,100	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			3,000
1,500	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,500
3,000	外径が1メートル以上上のもの			略
4,900	地下通路			略
2,100	郵便差出箱及び信書便差出箱			1個につき1年
4,900	公衆電話所	令第7条第1項第3号に掲げる物件	4,900	
3,900	標識	令第7条第4号に掲げる物件	3,900	
860	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	令第12条第2項第7号に掲げる物件	占用面積1平方メートルにつき1月	860

410	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	その他これらに類するもの（人孔等）	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
530	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			1,400
950	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			2,700
1,400	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,400
2,700	外径が1メートル以上上のもの			略
4,500	地下通路			略
1,900	郵便差出箱及び信書便差出箱			1個につき1年
4,500	公衆電話所	令第7条第1項第4号に掲げる物件	4,500	
3,600	標識	令第12条第2項第1号に掲げる物件	1本につき1年	3,600
820	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	令第12条第2項第7号に掲げる物件	占用面積1平方メートルにつき1月	820

令第12条 第2項第 8号に掲 げる物件	土石、竹木、瓦その他の工事用材 料の置場
備考 略 3 略 別表第4 略	

令第12条 第2項第 8号に掲 げる物件	土石、竹木、瓦その他の工事用材 料の置場
備考 略 3 略 別表第4 略	